

COP10通信

12月

13日

Kiko

ブエノスアイレス

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル3F
Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012
E-mail:kikonet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kikonet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門WFビル2F
Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463
E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

COP10 あらたなる一歩へ

京都議定書いよいよ発効

12月6日から17日にかけて、アルゼンチン・ブエノスアイレスで気候変動枠組条約第10回締約国会議(COP10)が開かれている。条約発効10周年に加え来年2月16日に京都議定書が発効することが決まっていることから、会場には明るい雰囲気がただよっている。

初日のCOP本会議においてハンター条約事務局長は、これら二つの大きな節目は、来た道に誇りを持ち未来に希望を抱く機会であり、合意への地ならしをしてけると述べた。

また日本を含むいくつかの先進国・途上国からは議定書発効を祝う言葉に加え、米国に議定書への復帰を求める声も上がった。発効に後押しされた各国の前向きな姿勢が現れている。

過去を振り返り未来を向く

条約発効10周年にあたり、歴史を振り返り評価することがテーマのひとつとなっている。各国ともさまざまな場において自国の成果を披露しているが、素直に喜べるほど楽観的な状況ではない。温室効果ガスの排出量が増加している国も少なくないからである。

日本の温室効果ガス排出総量は1990年レベルに比べてすでに8%増加しており、議定書目標の6%削減を達成するためには14%削減しなければならない。議定書では2005年に先進国

ロシアダンスで発効祝い!

COP10開幕の12月6日、ラ・ルーラル会議場では、ロシアの民族衣装をまとった男女が民族ダンスで出迎えてくれた。ロシアの批准により2月16日に京都議定書の発効することが決まったことのお祝いである。

同じく会場の入口では、NGOのメンバーが政府代表団それぞれに発効祝いのリボンを配った。ただし、実はここには秘密がある。配ったのは、京都議定書批准国のみ。つまり、リボンをもらい損ねた代表団は・・・。

の対策の進捗状況を評価するが、実績が上がっていない状況では、実効性のある新政策を示さなければ他国へ働きかける材料にはならない。

また次回のCOP11/MOP1で正式に第2約束期間の目標交渉が始まるが、京都議定書発効前の最後のCOPとなる今回の会合から、将来枠組みの討議が本格化する予定だ。

気象災害への適応支援

もうひとつのテーマは温暖化による悪影響への適応(対策)である。フィリピンでは過去5年間に平年の倍、平均40個のしかも大型化した台風が多大な被害をもたらしているという。

最近発行の北極レポートなど、温暖化は科学者が予想してきた以上のスピードで進んでいることと、温暖化が与える環境・社会・経済的影響の実情が分かり始めてきたこと。これらが、これまで議定書交渉の脇に押しやられていた途上国支援、とりわけ災害に脆弱

な途上国の適応支援が浮上した理由である。

欧州連合ほか数ヶ国は、2005年から年間4億1千万ユーロの資金援助を約束しているが、日本は、未だ途上国の適応策支援のための後発開発途上国基金や特別気候変動基金への資金拠出を表明していない。温暖化は先進国のこれまでの温室効果ガス排出によるものであり、途上国のニーズを満たす適応への支援を行うことは日本の義務でもある。日本政府には国際交渉に前向きに貢献し、国内対策強化に積極的に取り組んでほしい。

CAN イベント～スコアボード

気候行動ネットワーク(CAN)のサイドイベントで、先進国・途上国各5カ国のこれまでの取り組みに点数がつけられた。先進国は国際交渉での指導的役割、温室効果ガスの排出傾向と削減目標の達成度、国内対策、気候変動基金への貢献度、長期削減目標を基準に評価された。(2ページに続く)

個別の論点は...

第1週目で話し合われた論点の中で特に注目すべきは以下の2つである。

1つは、途上国への資金(援助)メカニズムのあり方について。2001年のマラケシュ合意で作られた特別気候変動基金(SCCF)や後発開発途上国基金(LDCF)は主に気候変動への緩和策や適応対策を支援するために作られた基金だが、基金への拠出が集まらなかったり途上国が資金を得ようとする時の手続きが煩雑だったり援助の対象となるべき活動について意見の相違があるなどの問題がある。今回の会議では、SCCFを運営しているGEF(地球環境ファシリティ)に対して追加的な指針が出されることになっている。ここでの議論に進展が見られないと、途上国が将来枠組みの議論に積極的に参加してくることはないだろう。具体的な資金提供などにおいて日本がリーダーシップをとるチャンスでもある。

2つ目は、産油国への「補償」問題。個々の争点で際立った紛糾がない今回

のCOPの中で、いつも以上に目立っているのがこの問題だ。産油国は今回の会議においても、気候変動対策を先進国がとることによる、自分たちの(石油販売の)収入減への補償を求める主張をしている。これは決して今に始まった話ではないが、今回の会議では、その主張を様々な場面で気候変動の影響に対して脆弱な国々の「適応」の議論と結びつけ、議論の進展そのものを妨害している。産油国は上記の資金問題を含むあらゆる場面でこの戦術をとっているが、特に今回は、「COP7で出された決定5」(5/CP.7と呼ばれ、気候変動の悪影響や上記補償問題についての言及を含む)に関する議論の場で話し合われている。適応の議論は、多くの国々が今回の会議で進展をさせたいと考えており、気候変動によって深刻な影響を受ける国々にとっては特に重要な議題だ。これをいわば「人質」として、サウジアラビアなどは議論をブロックしようとしている。

この他にも、クリーン開発メカニズ

CAN イベント～スコアボード(続き)

順位	国(地域)名	スコア
1	欧州(EU)	6
2	日本	3
3	ロシア	2
4	オーストラリア	0
5	アメリカ	-1

日本は、排出量の増加、国内政策の停滞、途上国への追加的資金供与の躊躇がマイナスポイントとなっている。

ム(CDM)による小規模植林プロジェクトの簡素化されたルール、CDM理事会の報告書(Ecoの記事参照)、途上国の国別報告書の発行頻度などの論点についても話し合われている。

今週開催される閣僚級会合前までにこれらの議論に決着がつくのかどうかは不明だが、「将来枠組み」や「適応」といった大きな枠組みの議論に加えて、特に左であげた2つの議題(資金メカニズムと産油国の問題)についてどのような決着がつくかによって、今回のCOP全体の結論にも影響が出てきそう。

HFCを破壊するCDMプロジェクトの問題点は？

クリーン開発メカニズム(CDM)理事会ではここ4ヶ月間、理事会として一旦承認した計算手法が再評価の扱いを受けて話題を呼んでいる。

元のプロジェクトは英国系日本企業が提案し、韓国およびインドのHCFC22製造化学プラントの中の不純物ガスHFC23を、従来はそのまま大気中に放出していたが、燃焼設備をつけて破壊するというもの。

HCFC類とはオゾン層も破壊し温室効果も大きなフロンガスで、モントリオール議定書の規制を受け先進国では

2004年から生産量に上限が設けられたが、途上国ではさらに40年近く使い続けることが許されている。またHFC23は温室効果が二酸化炭素の11700倍も大きな京都議定書の対象ガスである。

このプロジェクトは改善した効果が明確であり、一見良いことのように見えるが、COPでも途上国代表を含む多くの国々から懸念が表明された。

・国内対策はおろそかなまま

日本政府は途上国でのこの事業は後押ししていても、国内では副生HFC23の回収・破壊を法律で義務付けておらず

CDM理事会への応援の声 (eco12/9号抄訳)

第2回全体会合ではクリーン開発メカニズム(CDM)理事会からの報告書に多くの途上国が賛辞を寄せた。その発言の大半は追加性に関する厳しい処置を評価し、HFC23ガス破壊プロジェクトへの懸念を表明し、理事会のために短期的に必要な追加資金を求める声だった。...

またCANは理事会がHFC23破壊プロジェクトを制限しようと努力していることを歓迎する。これが承認されれば、強力な温室効果ガスであるHCFC22の生産増加につながる可能性があり、段階的に廃止されることになっているガスの生産へのインセンティブを付与することにより、モントリオール議定書をなし崩しにすることになる。HFC23事業による低価格のクレジットが大量に出回れば、自然エネルギーなど質の高いCDM事業を駆逐する恐れもある。

今後約束期間にかけてHFC23の排出量は増加が見込まれる。

・国内のフロンガスメーカーが海外に移転・拡大する誘因となる

民間が保有するCDMによる削減クレジットを将来国が買い上げ日本の目標達成に用いるのであれば、「今後のHCFC22生産プラントの途上国への(公害)輸出に対して環境対策の名目で補助金を出そう、しかも掛かった対策費用よりはるかに高いクレジット価格分を支払おう」と国が公約するようなものである。

12月初旬のCDM理事会では、今回の計算手法は既設プラントに適用を限定することに決まったが、別の計算手法が提案・承認されれば新規プラントに適用される可能性は残るといふ。

Kiko COP10通信 NO.1

2004年12月13日発行

発行/編集 気候ネットワーク

大久保ゆり、小倉正、小野寺ゆうり、

剣持智美、中島正明、山岸尚之

現地連絡先(携帯):

+54-911-40315221(剣持)